

株券の電子化に伴う特別口座開設公告

平成 20 年 11 月 7 日

株主及び登録株式質権者各位

群馬県高崎市あら町 5 番地 1
株式会社免疫生物研究所
代表取締役 清藤 勉

本公告は、株券の電子化に伴い、株券を株式会社証券保管振替機構に預けていない株主の権利を確保するために、当社が開設する「特別口座」に関する重要なお知らせです。

当社は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成 16 年法律第 88 号)」(以下「株式等決済合理化法」という。)の施行にあたり、同法附則第 8 条第 1 項に基づき、下記のとおり公告いたします。

記

1. 特別口座の開設および記録を行うための通知

当社は、株式等決済合理化法の施行日における同法附則第 8 条第 1 項第 1 号に定める通知対象株主等について、同法の施行日以後、遅滞なく、特別口座の開設および記録を行うために必要な事項(同法附則第 8 条第 5 項に定める事項)を特定振替機関(株式会社証券保管振替機構)に対し通知いたします。

2. 特別口座を開設する口座管理機関

当社は、株式等決済合理化法附則第 8 条第 4 項前段の規定による口座の開設の申出を、次の口座管理機関に行い、特別口座を開設いたします。

東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号
三菱 UFJ 信託銀行株式会社

以上

「特別口座」とは、株券の電子化に伴い、株式会社証券保管振替機構に預託をされていない株券について、株主の権利を確保するために、発行会社たる当社が口座管理機関と契約締結をして株主名簿上の株主名義で開設する口座をいいます。

公告の中断についての追加公告

1. 公告中断日時

平成 20 年 11 月 13 日

午前 9 時 9 分から午前 10 時 29 分まで

2. 公告中断事由

公告掲載時間において、サーバーへの過負荷のため公告の中断が生じました。